

低公害車導入促進助成金交付要綱

平成14年 7月 2日 制定
令和 5年 5月 23日 最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、貨物自動車運送事業の用に供する低公害車の導入を促進するための低公害車導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は当該各号の定めるところによる。

- (1) 「低公害車」とは、貨物自動車運送事業の用に供する道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車（以下「検査済自動車」という。）であって、車両総重量2.5トン超の天然ガス自動車、ハイブリッド自動車及び電気自動車をいう。
- (2) 「事業者」とは、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「協会」という。）の会員であって、低公害車を「リース」又は「購入」により導入し、かつ、使用するトラック運送事業者をいう。

(低公害車導入に対する助成)

第3条 協会は、事業者から低公害車導入助成の申請があった場合、予算の範囲内で助成することができる。

- 2 電気自動車の導入については、リースの場合は車両の使用者に対し、購入の場合は車両の所有者に対し、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下または従業員数300人以下）の事業者であることを条件とする。

(助成金の交付額)

第4条 前条第1項の助成金の交付額は、別表1のとおりとする。

- 2 消費税及び地方消費税は助成の対象外とする。

(車両の登録)

第5条 助成金の対象となる車両は、当該年度3月8日までに登録を完了し、代金の支払いを当該年度3月8日までに完了するものでなければならない。

2 前項の登録は初度登録でなければならない。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、別に定める低公害車導入促進助成金交付申請書を当該年度1月31日までに協会へ提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 協会は、第6条の申請が適正であると認めたときは、助成金交付決定書(様式1)により事業者に対し通知する。

2 協会は前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

(助成金の請求)

第8条 事業者は、低公害車の登録が完了したときは、完了した日から1カ月以内(ただし、最終期限は当該年度3月15日)に低公害車・環境対応車導入促進助成金実績報告書に所定の書類を添付の上、協会に報告しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 協会は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその報告を審査するとともに、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときには、当該車両がリースによる導入の場合は事業者のリース契約先に対して、購入による導入の場合は事業者に対して、それぞれ助成金を交付する。

(申請の取下げ及び変更)

第10条 交付を辞退するとき、又は申請内容を変更するときは、速やかに別に定める変更届出書(様式3)を協会に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第11条 事業者は、関係法令に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

2 事業者または交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、協会は法定耐用年数を経過していない車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ただし、当該車両が初度登録から起算して、法定耐用年数を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

(1) 助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令及びこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 事故もしくは火災等により車両が使用できなくなったとき。

(3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

(4) 事業者が協会を脱会したとき。

3 前項の場合において、当該取り消し等に係る助成金が、既に事業者に交付されているときは、協会は事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

(財産処分の制限)

第12条 事業者は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して、法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、商号変更を除く使用者の変更、都道府県をまたぐ「使用の本拠の位置」の変更、交換、廃棄、売却、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ協会の承認を受けた場合はこの限りでない。

(雑則)

第13条 協会は、事業者に対し助成に関して必要な報告を求めることができる。

(附則)

第1条 本要綱は平成14年7月2日より施行する。

本要綱は平成15年4月1日より施行する。(平成15年4月1日改正)

本要綱は平成16年4月1日より施行する。(平成16年4月1日改正)

本要綱は平成17年4月1日より施行する。(平成17年4月1日改正)

本要綱は平成18年4月1日より施行する。(平成18年4月1日改正)

本要綱は平成19年4月1日より施行する。(平成19年5月15日改正)

本要綱は平成20年4月1日より施行する。(平成20年5月9日改正)

本要綱は平成21年4月1日より施行する。(平成21年5月7日改正)

本要綱は平成22年4月1日より施行する。(平成22年3月16日改正)

本要綱は平成22年4月1日より施行する。(平成22年5月7日改正)

本要綱は平成23年4月1日より施行する。(平成23年3月28日改正)

本要綱は平成23年4月1日より施行する。(平成23年5月9日改正)

本要綱は平成24年4月1日より施行する。(平成24年3月27日改正)

本要綱は平成24年4月1日より施行する。(平成24年5月8日改正)

本要綱は平成25年4月1日より施行する。(平成25年3月25日改正)

本要綱は平成26年4月1日より施行する。(平成26年3月26日改正)

本要綱は平成28年4月1日より施行する。(平成28年3月28日改正)

本要綱は平成31年4月1日より施行する。(平成31年3月20日改正)

本要綱は令和4年4月1日より施行する。(令和4年3月23日改正)

本要綱は令和5年5月23日より施行し、令和5年4月1日に遡って適用する。

(令和5年5月23日改正)